

公益社団法人石川県言語聴覚士会 倫理綱領

序文

言語聴覚士は、自らの責任を自覚し、人類愛の精神のもと、全ての人々に奉仕する。

倫理規定

1 言語聴覚士に関する倫理

- ① 言語聴覚士は、関係する分野の知識と技術の習得に常に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
- ② 言語聴覚士は、この職業の専門性と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるよう心掛ける。
- ③ 言語聴覚士は、職務を実践するにあたって、営利を目的とせず、何よりも訓練・指導・援助等を受ける人々の有益性を第一に優先する。

2 訓練・指導・援助を受ける人々に関する倫理

- ④ 言語聴覚士は、訓練・指導・援助を受ける人々の人格を尊重し、真摯な態度で接するとともに、訓練・指導・援助等の内容について、適切に説明し、信頼が得られるよう努める。

3 同職種間・関連職種間の関係性に関する倫理

- ⑤ 言語聴覚士は、互いに尊敬の念を抱き、関連職種関係者と協力し、自らの責務を果たすとともに、後進の育成に尽くす。

4 言語聴覚士と社会との関係に関する倫理

- ⑥ 言語聴覚士は、言語聴覚士法に定める職務の実践を通して、社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守及び法秩序の構築に努める。

この倫理綱領は公益認定を受け移行の登記を行った日を制定日とする。